企業年金基金変更公告

九電工グループ企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び、確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次の通り公告する。

１．新基金の名称　クラフティアグループ企業年金基金

２．旧基金の名称　九電工グループ企業年金基金

３．変更年月日　令和８年４月１日

令和８年４月１日

福岡県福岡市南区那の川１丁目24－１

クラフティアグループ企業年金基金

理事長　井上　淳二

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

札幌市西区琴似四条二丁目一番一―四〇七号

遠軽石炭販売株式会社

代表清算人　藤田　幸子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

北海道岩見沢市大和二条四丁目一番地

北海道ノダ株式会社

代表清算人　戸澤　正治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

北海道釧路市愛国東三丁目四番一七号

株式会社丸秀畑呉服店

代表清算人　畑　秀直

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

北海道旭川市宮下通十四丁目左五号

新興産業有限会社

清算人　荒木　隆弘

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

北海道函館市万代町二二番四〇号

株式会社ＭＷ　Ｆｏｏｄｓ

代表清算人　小野間史敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

岩手県一関市東山町松川字滝の沢二二九番地の八

有限会社高恵組

清算人　佐々木朋子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

岩手県盛岡市東安庭二丁目二番七号

一般社団法人清流会

代表清算人　吉田　裕昭

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

宮城県黒川郡大郷町中村字屋鋪七番地の一

株式会社楽都

代表清算人　畠山喜代子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

仙台市青葉区国分町三丁目一番一八号

株式会社オアシーズ

代表清算人　佐藤　太

解散公告

当社は、令和八年三月二十日開催の株主総会の決議により、令和八年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

宮城県大崎市古川稲葉字大江向七番地四

株式会社あんしん保険コンサルティング

代表清算人　紺野　栄一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

山形県南陽市金山二八七番地

株式会社かねやま村

代表清算人　浅野　剛

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

山形県東置賜郡川西町大字上小松一七三六番地二　株式会社川西町総合流通センター

代表清算人　寒河江輝文